



島根県報

平成22年7月9日（金）

号外 第 132 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

（道路維持課） 2

道路の供用開始

（ ” ” ） 3

告 示**島根県告示第455号**

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成22年7月9日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長		
県 道	西郷布施線	隠岐郡隠岐の島町東町 登具243番3地先から同 番4地先まで	前	メートル 23.50～ 24.00	メートル 42.80	不用物件発生 減幅 払下げ
			後	12.20～ 15.70	42.80	

島根県告示第456号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成22年 7 月 9 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	吉田三刀屋線	雲南市三刀屋町六重137番9地先から同266番1地先まで	メートル 515.00	平成22年 7月9日	雲南県土整備 事務所	
〃	佐田八神線	雲南市掛合町波多231番2地先から同2193番7地先まで	440.00	平成22年 7月9日		